

## 議案第71号

市長の専決処分事項の承認について

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和5年6月2日提出

佐野市長 金子 裕

## 理 由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例を改正する必要があるため専決処分したものです。

## 専決第9号

### 佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求むべきところ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けを令和5年5月8日から5類感染症に変更することが同年4月27日に決定したことに伴い、佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を同年5月8日から施行する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分します。

令和5年4月28日

佐野市長 金子 裕

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布します。

令和5年4月28日

佐野市長 金子 裕

佐野市条例第27号

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年佐野市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し並びに同項及び第5項を削る。

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

専決第9号参考資料

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 1～3 (略) <u>(感染症等防疫作業手当の特例)</u> 4 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に対応するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</u> 5 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円以内で市規則で定める額とする。</u></p>	<p>附 則 1～3 (略)</p>